平成２４年（フ）第２４３６号
横浜市泉区和泉町5998番地８　ルミネいずみ野Ａ―301号
債務者　亀山　　悟
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３８号
横浜市南区六ツ川２丁目３番地32
債務者　小澤　明子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３９号
横浜市南区六ツ川２丁目３番地32
債務者　小澤　賢児
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０３７号
東京都新宿区住吉町４―14―101
債務者　梶原　明義
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５４４号
東京都江戸川区春江町５丁目27―40―201
債務者　布施　秀明
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２３７号
東京都江東区新砂３丁目９―12
債務者　稲葉　久長
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３９３号
東京都江東区北砂３丁目20―５―102
債務者　須藤　清勝
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４８８号
東京都板橋区東新町１丁目38―18―324
債務者　二瓶　拓郎
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７３９号
東京都江東区北砂５丁目20―１―1112
債務者　丸山　節子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７４４号
東京都杉並区井草１丁目８―14―201
債務者　鹿島　直美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２９１号
横浜市泉区和泉町688番地の４
債務者　田中　　薫（旧姓長谷）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１７４号
秋田市山王２丁目11番45号　コーポオーモトⅡ８号室横井方、住民票上の住所秋田市河辺戸島字川苗代72番地２
破産者　星川眞喜子
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０号
秋田県大館市字中町40番地
破産者　丸谷　郁雄
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１１５号
秋田県南秋田郡大潟村字東３丁目２番地23
破産者　藤平　　剛
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８５１号
さいたま市大宮区三橋１丁目150番地サニープレイスＡ―201、前住所さいたま市大宮区三橋１丁目271番地１ヴァンベール山口Ａ―105
破産者　小林　芳宏
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
さいたま市桜区大字大久保領家418番地３コパンリール306、破産手続開始決定時の住所さいたま市中央区下落合６丁目４番３―606号
破産者　阿部　　優
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４９号
埼玉県北本市中丸３丁目110番地１　ファミールサカエＡ―101
破産者　高橋美和子（旧姓園部）
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係